

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年度 第2回所沢市文化財保護委員会
開 催 日 時	平成25年10月24日(木) 午後2時00分 から 午後3時40分
開 催 場 所	市役所602会議室
出 席 者 の 氏 名	林 宏一 新井政明 谷川章雄 川井 博 新藤康夫 上川 准 羽生修二 宮本八恵子
欠 席 者 の 氏 名	石鍋壽寛
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	議事 1 所沢市指定文化財の諮問について 2 その他 報告 1 所沢市指定文化財の告示 2 市指定(工芸品)「脇差 銘 武州久米住人君万歳寿次」の 修繕報告 3 埋蔵文化財調査センター事業報告 4 生涯学習推進センターふるさと研究グループ事業報告 5 その他
会 議 資 料	・埋蔵文化財調査センター事業報告(報告資料:1) ・生涯学習推進センターふるさと研究グループ事業報告(報告資料:2) ・平成25年8月1日指定 所沢市指定文化財の概要(配布物1) ・航空発祥の地 de 観望会~所沢と空のものがたり~(配布物2)
担 当 部 課 名	教育長:内藤隆行 教育総務部 部 長:平野澄彦 次 長:斉藤雅裕 生涯学習推進センター 所 長:比留間嘉浩 主 査:倉持美樹 文化財保護課 課 長:富田一成 副主幹:中島岐視生 主 査:古谷芳貴 稲田里織 清水建一郎 主 任:窪地康幸 教育総務部文化財保護課 電話04(2998)9253

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>議長 事務局 (富田課長)</p> <p>議長</p> <p>事務局 (稲田主査)</p>	<p>開会 教育長あいさつ 文化財保護委員長あいさつ 配布資料を確認後、林委員長が議長となり、議事を進める。 冒頭「所沢市情報公開条例」に基づき本会議、会議資料、会議録の公開について諮り、公開とすることを議長が宣言。次に、会議録については要約方式、発言者の委員名は出さず「委員」の表示とすること、会議録の確定は議長（委員長）の承認でおこなうことを確認した。</p> <p>議事 1 所沢市指定文化財の諮問について 事務局から説明をお願いします。 前回の会議におきまして、新たな指定文化財の候補物件として皆様にご同意いただきました「八雲神社祭礼用具」と「茶業農家の衣生活資料」につきまして、今回正式に文化財保護委員会へ教育委員会から諮問をさせていただきたいと存じます。 ※一旦議事を中断して、内藤教育長から林委員長へ諮問書が手渡される</p> <p>内藤教育長から正式に2件の諮問をいただきました。今後、当委員会で指定に向けて審議を行っていきますので、委員の皆様よろしくお願いたします。それでは、指定候補物件の概要について、改めて事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>次の2件の文化財は、所沢市にとって重要な文化財であり、市指定文化財として指定し、その保存及び保護を図る必要があるため、「所沢市文化財保護条例」第4条第1項の規定に基づき、お諮りいたします。</p> <p>「八雲神社祭礼用具」の概要をご説明いたします。 時代は明治、種類は有形民俗、所在地は所沢市有楽町16-13、有楽町公民館内、所有者は有楽町町内会でございます。</p> <p>八雲神社の祭礼は、天王様と通称されており、昔、疫病が浦町に流行して、神輿でも出して水でもかけたならば疫病が鎮まるであろうということで、この祭が始まったと言い伝えられております。</p> <p>諮問物件の「八雲神社祭礼用具」は、明治13年に有楽町の糠問屋であった大阪屋惣兵衛から寄進されたものでございます。四神像に付属する幟は欠損していますが、四神・神剣・飾り台・四神棒・台座の一式が揃っております。</p> <p>四神のうち朱雀は、修繕が施され色も塗り替えられていますが、ほかの三神は彩色の剥落があるものの、状態は比較的良好であり、明治13年寄進時の状態を維持しております。</p> <p>四神棒は漆の剥落が進んでおりますが、神剣・飾り台・台座の状態は良好です。</p> <p>獅子頭は、雌獅子・雄獅子の一对が揃っており、いずれも状態は良好で、それぞれに尾が付属します。また、居嚙子屋台の彫刻の状</p>

<p>議 長 委 員</p>	<p>態も良好です。 四神・飾り台・獅子頭・獅子の尾・居嚙子屋台彫刻のそれぞれを収納する箱は、一部の底板が作り替えられているものの、寄進時のものが使用されており、いずれにも記年銘の墨書が施されております。</p> <p>この「八雲神社祭礼用具」は、天王祭の伝統的な祭祀形態を伝える大変貴重な資料であるとともに、所沢の町場の祭礼の一側面を再現できる貴重な資料といえます。</p> <p>指定対象の選定及び指定の種類、名称、員数についてご審議いただきたいと思っております。</p> <p>担当委員から、補足の説明をお願いいたします。</p> <p>改めて補足はありませんが、今年7月に追加調査を行った際、天王祭に使用されていた幟、神輿、屏風、太鼓、燭台が出てきました。それらをどこまで指定の対象とするべきか課題としております。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>幟以下を含めてですか。</p> <p>現在使われている幟は明治30年頃のものですが、それ以前の明治15年の銘が入ったものがありました。明治13年の大坂屋惣兵衛の寄進とは2年の差があり、一度に寄進されたもので無いにしろ、明治10年代に祭礼用具を刻々と整えていった経過が知られるのではないかと思いますので、幟一対と収納箱を含めてもいいのではないかという判断をしました。</p> <p>それ以外、担ぎ棒を通す穴のある古い神輿台や、神輿の中に収める獅子頭とその獅子頭の箱も、年代がはっきりしません。燭台は彫金のもので、工芸担当の委員に見ていただき、あまり精巧なものではないといったご意見をいただいております。太鼓は、胴に記された漢文と同じものが、四神の飾り台にもあります。これは「大惣」と大坂屋惣兵衛の銘がはっきりと入っておりますので、検討資料として入れました。さらに明治32年の漢詩の書かれている屏風です。これは今年の祭礼当日に初めて拝見したので、まだ詳細な調査をしておりますが、拝殿に飾られるものです。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>燭台を見ていただいた委員から、所見をお願いいたします。</p> <p>写真での判断ですが、形状はわりと古風で、和ろうそくに必要な芯切りがついています。西洋ろうそくが明治初年に入ってきて、大体明治10年頃からは国産で作り始めているので、遅くとも西洋ろうそくが普及する明治中期くらいまでのものではないかと思えます。鋳物で作られた真鍮製で、祭礼で造ったものは、表面に模様がきっちり入っているものなのですが、この燭台の表面は荒いです。写真だけでは判断が難しいのですが、表面が荒れている感じがします。祭礼用かどうかは不明です。</p>
<p>議 長 委 員</p>	<p>基本的に祭礼用具ということで、大坂屋惣兵衛の寄進ということがはっきりしているものを指定の中心とするのか、或いは、祭礼用具としてもう少し幅を広げて検討していくのか、その辺の審議を考えたいと思っております。各委員の所見をお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>祭礼用具という形に捉われますが、祭礼の形態は記録するのでしょうか。用具だけに捉われるのであれば、一括して全て網羅して</p>

	<p>いく方が良いと思います。祭礼そのものの記録となると、現在の祭り と当時の祭りの山車の使われ方なども含めて、検証する必要がある と思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>指定の仕方も含めて検討をする必要があると思います。今、資料 一覧に挙がっているものを全部指定する意味、当然用具を指定すれ ば保護対象となり、補修等を行うようになるので、その辺の整理も した方がいいのではないかと思います。実物を見てみないと何とも 言えません。</p>
<p>委 員</p>	<p>祭礼との関係も重要ですが、祭礼用具を指定する場合には、要検 討のものを含めるか含めないかというところが、論点になると思 います。そして大坂屋惣兵衛が寄進した祭礼用具として指定するの か、そうではなく明治時代の祭礼用具として指定するかによって変 わってきます。</p>
<p>委 員</p>	<p>個人的に実物を拝見していないので、何とも言い難いのですが、 ものとして遜色が特に無いのであれば、明治時代の祭礼用具全体を 指定した方が良いと思います。なぜなら仮に大坂屋惣兵衛の寄進品 を限定に指定すると、残りの部分の明治時代の祭礼用具は、恐らく 当分の間指定対象にはなりません。そうしますと、それ自体が保護 の対象にはならないというのが良いことではないと思います。むしろ 明治時代の祭礼用具として、一括して指定した方がよろしいので はないかという印象を持ちました。</p>
<p>委 員</p>	<p>祭礼というのは立体的なものだと思います。意外と立体的なものは 記録に残らないことがあります。その点、今回担当委員が調査した ものは、ちょうど明治中期くらいの祭礼について、立体的にわかる 道具が全部揃っているところが非常にいい印象です。</p>
<p>委 員</p>	<p>祭礼自体をどうするかといったことですが、用具自体に絞った方が いいと思います。また、明治時代の祭礼用具を一括して考え、大 坂屋惣兵衛の寄進品に限定しなくていいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>現在この用具は使われているのでしょうか。 祭礼そのものでは使われていませんが、祭礼の形態が変わって、 今は飾って披露しているという状態です。本当は四神像を立てて幟 を下げて巡行したのですが、四神の巡行は行われていないというこ とです。</p>
<p>委 員 委 員</p>	<p>祭礼図は残っているのですか。 有楽町のもの無く、その形態は現在伝承されておられません。先 ほど他の委員から、祭りの無形としての伝統的な形式を踏襲してい るなら、無形としての指定の方法もあり得るということだったのだ ですが、それを再現するという事は非常に難しい状態です。</p>
<p>委 員</p>	<p>用具の傷み具合とか、具体的に修理をするということはないので すか。</p>
<p>委 員</p>	<p>四神像は使っていないので、現状を維持する分には問題は無さ そうです。</p>
<p>委 員</p>	<p>大坂屋惣兵衛が寄進するにあたって、用具の製作者、入手経路な どはわかりますか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>大坂屋惣兵衛が購入したルートというのはわかりません。 製作者等の銘は無かったですね。祭礼自体の記録に関して意見が</p>

<p>全 員 議 長</p>	<p>ありましたが、既にこの祭礼用具を使った祭礼は、行われていないというのが現実です。また、元々この祭礼用具について、町内会から指定にならないかという教育委員会への相談があった原点をふまえますと、祭礼用具として絞って今後審議をしていくのが妥当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>記録を辿って祭礼の行事というのがわかるのであれば、それはそれで別途情報収集し、記録しておくことも考えられます。当面この祭礼用具について、審議を進めていくのが一番妥当かと思います。そのようなことを基本にして、進めていくということでしょうか。あとは範囲の問題ですが、神輿はどのようなもので、実際に祭礼で使っていましたか？</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>神輿の獅子頭と神輿は、再調査時に出てきたものです。もう一度現在のものと変わった背景を調査したいと思います。</p> <p>日程が合えば他の委員さんと一緒に、実物を見ておくのが一番よろしいかと思います。そのような機会を設けていただくことを、事務局にお願いしてよろしいでしょうか。例えば幟も明治13年から2年後の15年ということで、ある程度、祭礼用具に合わせて書いてもらったということでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>幟は今使用しているものより字の勢がいいです。判読不明な漢字等、専門の委員に見ていただきたいと思います。欠損している四神像に付属して行列に使う小さい幟とは別のものとして、小さい幟は元々無かったのか、欠損したのか不明です。明治15年のものは境内に立てる大きい幟の方です。非常に大きく折り畳みながら見ていたので全容をまだ見ていません。</p> <p>そういう話を聞いていると、やはり大坂屋惣兵衛の寄進品に限らず、祭礼の際に使われた一式の用具として、もう少し範囲を広げて指定の対象を考えた方が、祭礼用具を残す上ではふさわしいような印象を受けます。他の委員にもご参加いただき、実物資料を確認して、次の審議にかけるということでしょうか。後の「茶業農家の衣生活資料」も一度実物を見ていただく機会が必要かと思います。それでは、祭礼用具に関しては指定の範囲をもう一度確認し、資料の確認をした上で審議を進めていくということでしょうか。</p>
<p>全 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p>
<p>事務局 (稲田主査)</p>	<p>次に、2件目の「茶業農家の衣生活資料」の概要の説明をお願いいたします。</p> <p>時代は明治から昭和、種類は有形民俗、所在地は所沢市中富1547、中富民俗資料館で、所有者は所沢市でございます。</p> <p>「茶業農家の衣生活資料」は、中富で長年茶業経営をされていた方から、平成6年から7年にかけて、中富民俗資料館に寄贈された資料です。資料総数は579点あり、その内訳は、仕事着や家着・よそゆきなど「服物」が263点、布・糸・紡織・裁縫用具が267点、寝具や容姿用具など、その他として49点でございます。</p> <p>この茶業農家は、資料寄贈者で六代目となる古い農家のため家を守る意識が強く、常に備蓄を絶やさぬ姿勢が長い年月の間に培われ</p>

議 長
委 員

おり、ボロでも、一枚のはぎれでも、空いた肥料袋や粉袋でも、残り糸でも、捨てずに取っておくよう心がけていたようです。

冠婚葬祭やよそゆきに着用した着物などは、比較的良好な状態で残されておりますが、野良仕事に着用したものは、最後はぼろ布と化して燃やされて無くなるため、収集が難しい資料です。しかし、この家では、明治18年生まれの裁縫の上手な女性が繕い、家での汚れ仕事ならこれで間に合うということで、長いこと着用され、保管されてきました。また、収納空間に余裕があったため、捨てずに取っておくことができたようです。

「茶業農家の衣生活資料」は、中富の茶業農家の衣生活の様相を映し出すものであり、衣料の取り扱い方や管理方法を通じて、暮らしの姿が見える資料といえます。国立歴史民俗博物館の企画展示「布のちから 布のわざ」など、各地の博物館・資料館の展示において、資料の一部が展示紹介されております。

また、本物件は担当委員により資料調査が行われており、資料から得られた情報は、『所沢市史研究』第23号所収の「ボロとオサスリー一軒の農家に収蔵された衣生活資料から見えるもの一」にまとめられています。

579点の資料全てを指定対象とするのか、指定対象の選定及び、指定の種類・名称・員数について、ご審議いただきたいと思っております。

担当委員から補足の説明をお願いいたします。

注目すべきは、最後まで布地の形跡が留めるうちは体に身につけるといふ姿勢です。袖がちぎれても別の布をあてるとか、背中がぼろぼろになっても内側からあてて、外側には響かないようにして、衣服の状態を留められるところまでは引き延ばすというような女技が、十分に施されている衣類です。現在、もったいないの心意気や、衣料リサイクルですとか、エコシティ所沢という構想で、市民に暮らしの中でリサイクルの完成度を高めていくという環境フォーラムを企画していると聞きましたが、そういう現代だからこそ残したい資料であり、まずはこの仕事着というカテゴリは絶対に一つ指定の対象にしたいと思っております。

また、それと共に1件の家から579点の資料が出ているということに、一つの価値があると思っております。なぜなら、私達の暮らしの中で、よそ行き着、家着、雑用着と着分けているように、衣料の全体像が見えるということと、暮らしの中の着るという行為のステージが、どれだけあるのかという全容が見えるという点では、よそ行き着や晴れ着も含めた方が、コレクションとして価値のあるものになると思うからです。その辺を審議した上で、さらに一軒の家というのはどういう種類の衣料を、どのように着分けていたかということを知る資料まで拡大するかどうかを、検討していただきたいと思っております。拡大する場合は、これから衣料になるもの、例えば布地としてとっておかれたものや、何十枚ととってある粉袋や肥料袋などの衣料予備軍、これから布地に織ろうとしてとっておいた糸など、そういったものも含まれてきます。服物としての仕事着から晴れ着までの服と、それを製作するための布、糸までを含んだコレクションに拡大するならば、家の衣生活の賄い方が見えてきます。その辺、

議 長 委 員	審議を進める上で、皆さんのご意見を頂ければと思います。 そこに一つの特色と個性がある。
議 長	入植者精神というか、三富新田開発で、ここの土地で生きていくという覚悟みたいなものを膨大な衣料から感じます。
委 員	生涯かけてコレクションし、まとめあげた一括資料であるという評価でしょうか。 意識してとっておいたというより、収納場所があったので捨てなかった結果、残ったというのが理由の一つです。捨てようと思えば捨てられたはずですが、六代目の奥様がお嫁にいらした昭和31年頃から、だんだん既成品が出回ってきて、30年代の半ばからあまり着る機会が無くなり、納戸行きになってしまった結果、ずっと納戸で眠っていたようです。積極的にどうしようというより結果的に今、日の目を見たということです。
議 長 委 員	衣料以外に、オサとかカモジとかありますね。 機織り用具も交じっています。
議 長 委 員	脱脂綿なんかも入っていますので、そこら辺をどう考えますか。 他の委員の方々はいかがでしょうか。
委 員	3つのカテゴリに分かれますが、服物が1で、糸、布、それを製作するための用具というのが2、その他のものが3で、たまたま収集したときに何でも持って行っていいということで、その中に一緒に入ってきたという衣料等です。3は主に整髪用具が多いです。髪結いの用具、布団類や蚊帳などもあります。衣生活といえは含められますが、それでは住まいの道具ということにもなってしまいますし、曖昧なものも入ってしまいます。
委 員	3つに分かれた衣類・布・その他ですが、全体的に布に絞ってまとめられた資料として非常に良い印象です。
委 員	3のその他の分類を入れることで、視点がぼける気もしました。たまたまあいざらい持ってきた中にあったという性質が強く、他の家から収集されたものもありますし、この家でくくるならば、衣類、糸、布までかもしれません。機織り用具というのは系統だって集められたというものではありません。ですから2の糸や布のグループの中の製作用具、たとえばオサとか、糸繰り鍋とかそういうものは、今後所沢の紡織用具みたいなくくりが出てきた場合にまとめの方が良く、今回はあくまで糸、布でまとめの方が良いのかと思います。
委 員	基本的には同感ですが、農家の生活の中で女性の装いをするものが含まれてもいいような気もします。
委 員	文化財を指定することは、指定することで保護できるのが一番大事だと思っています。ですから公的に保管しているものは、指定しなくても失われぬという点はありますが、逆に言えば価値を見出すとしたら、糸や布といったその他のものは含めずにして、衣類関係で徹底的に修理しつくしたものを、まとめて一括で指定した方が良いと思います。
委 員	どのような指定名称にするかではないでしょうか。民具の分類ですと衣生活で装身具も入ります。衣生活資料とすると全て含んでも不都合はありません。例えば、機織りを別に民具として今後指定するような方向があれば、除外する必要もあります。装身具も今

委員	後指定するという方向があるようならば同様です。
議長	比較的良好な保管をしている民具を、今後どうするか考える一つのきっかけになると思います。
委員	その他の分類の中で、指定対象に加えられる資料に関する意見はいかがでしょうか。
委員	例えば、布団そのものは住まいの用具という分類になりますが、布団ガワに注目しますと、手織りの布団といった分類になります。寄贈から20年近く経過しており、保管施設は温度差の極端な場所です、あまり状態がいいとは言えません。一度、資料の状態を見て取捨選択を検討した上で、次回の審議の時に、実物を見ていただきたいと思います。
議長	それでは、3のその他の分類の中を、もう一度チェックしていただいた上で、改めて範囲と内容について、次回以降、審議をしたいと思えます。実物資料を見る機会を事務局の方で設けていただき、審議の準備を進めていくことでよろしいでしょうか。
全員	異議なし。
議長	諮問事項については審議を終わります。
	2 その他 <その他の審議提案なし>
	報告
事務局	1 所沢市指定文化財の告示
(稲田主査)	前回の会議におきまして、答申を頂戴いたしました「旗本宇佐美家・久貝家の墓」「旗本中根氏の墓」「旗本久松氏の墓」「旗本花井氏の墓」の4件につきまして、平成25年8月1日付で指定の告示を行いましたことをご報告いたします。この新たな指定に伴い、所沢市指定文化財の総数は、79件から83件になりました。
議長	各委員のご尽力により、無事指定となりました。ご協力ありがとうございました。
	2 市指定（工芸品）「脇差 銘 武州久米住人君万歳寿次」の修繕報告
事務局	市指定文化財（工芸品）「脇差 銘 武州久米住人君万歳寿次」
(清水主査)	につきましては、平成24年2月に実施した文化財巡察の際に、刀身表裏両面に数ミリの点状の錆が多数発生していることが確認されました。このため、平成25年度の文化財保存事業費補助事業として、所有者の方が市から補助金の交付を受け、7月に砥師の方に依頼して研磨による修繕を行ったものです。
議長	この度、研磨修繕が完了したため、9月6日に担当委員にご同行をお願いして修繕の仕上がり状況を確認いたしました。
委員	担当委員、いかがでしょうか。
委員	非常に良い研磨で、99%元の状態になりました。刀でいうと正宗、虎徹、清磨が有名ですが、寿次は清磨と同時代です。寿次はいくつかありますが、清磨に近いのはこれ一点だけです。他の刀は穏やかな品のいい作品です。清磨は荒っぽいところに人気があり、今回の研磨は清磨一門らしい、覇気のある研ぎに仕上がりました。

<p>議 長 事務局 (富田課長)</p>	<p>展示の機会はありませんか。 まだ決定はしていませんが、来年度に所有者の協力を得て文化財の展示ができないか考えております。ただし、刀剣類は扱いが難しいので、その辺はまた検討することとなります。</p>
<p>事務局 (中島副主幹)</p>	<p>3 埋蔵文化財調査センター事業報告 【埋蔵文化財調査センターの事業内容等を報告】 報告資料：1により平成25年度の事業実績等について報告された。</p>
<p>事務局 (比留間所長)</p>	<p>4 生涯学習推進センターふるさと研究グループ事業報告 【生涯学習推進センターふるさと研究グループ事業内容等を報告】 報告資料：2により平成25年度上半期の事業実績等について報告された。</p>
<p>事務局 (古谷主査)</p>	<p>5 その他 【滝の城跡整備事業内容等を報告】 口頭説明により、以下の内容が報告された。 ・滝の城整備事業の第三次調査を、今年11月1日から来年2月28日にかけて、4ヶ月間行う。 ・埋蔵文化財調査センターの講演会及び発掘調査報告会を、講師に発掘調査アドバイザーの橋口氏をお迎えし、来年3月16日に柳瀬公民館ホールにて行う。生涯学習推進センター常設展示室に展示してある滝の城復元模型も会場に展示する。</p>
<p>事務局 (稲田主査)</p>	<p>【事業のお知らせ】 配布物2により、文化財保護課では11月1日から7日の「文化財保護強調週間」の関連行事として、11月9日(土曜日)に、所沢飛行場跡地に造られた所沢航空記念公園を会場として、体験型講座の「航空発祥の地 de 観望会」を開催することを報告した。 また、10月30日に予定されている長久寺の秘仏本尊「金銅造阿弥陀三尊立像」(市指定文化財)の御開帳にあたり、希望委員による見学会を実施する。</p>
	<p>次回、第3回会議は、来年2月頃の開催を予定。</p>